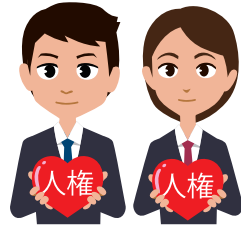


人権侵害とは何でしょうか？

人権侵害とは、日本国憲法が保障している法の下での平等、思想・信条・良心の自由及び言論の自由に関する差別的な取扱い、プライバシーの侵害、就学・就業に関する機会均等や環境確保、その他基本的人権を侵害するような差別的な取扱いにより、個人の尊厳を不当に傷つける行為をいいます。



なぜ日本大学は人権侵害を許さないのでしょうか？

日本大学は、いかなる人権侵害も許しません。学ぶ権利や教育研究を行う自由が阻害され、安全かつ快適に学ぶことや働くことができないような差別的取扱いを見過ごすことは、日本大学が果たすべき使命を放棄するに等しく、就学・就業環境への配慮を怠ることになるからです。

日本大学の基本姿勢

日本大学は、人権侵害の問題について、次の基本姿勢をもって臨みます。

- 人権侵害の発生防止に取り組みます。
- 問題の適正・迅速な解決に取り組みます。
- 人権侵害を受けた者の保護・救済を基本に問題解決に当たります。

人権侵害を受けたら・見かけたら

自分が人権侵害の被害者になったら、我慢せずに人権相談オフィスに相談しましょう。また、被害を受けた状況について、できるだけ具体的な記録を取ってください。人権侵害を見かけたり、相談されたりしたら中立的な立場で話を聴き、内容が複雑・深刻なケースの場合は、被害者に人権相談オフィスへ相談するようにアドバイスしてください。一人で悩み、我慢していても問題は解決されず、エスカレートすることもあります。速やかに相談することが、早い解決につながります。

人権相談オフィス

人権相談オフィスでは、学内外の関係分野の専門家を中心として構成された人権アドバイザーが、面談を通じて人権侵害を受けた方の保護・救済を中心に問題解決に当たります。人権侵害を受けた方の意思や立場及びプライバシーに十分留意して解決を図ります。人権相談オフィスは、相談者のプライバシーを守り、相談したことで不利益を被ることはありません。

☎ 03-3221-2562

✉ jinken@nihon-u.ac.jp

開室時間など詳しくは以下のホームページよりご確認ください。

🔍 日本大学人権侵害防止委員会

検索



相談する際のポイント

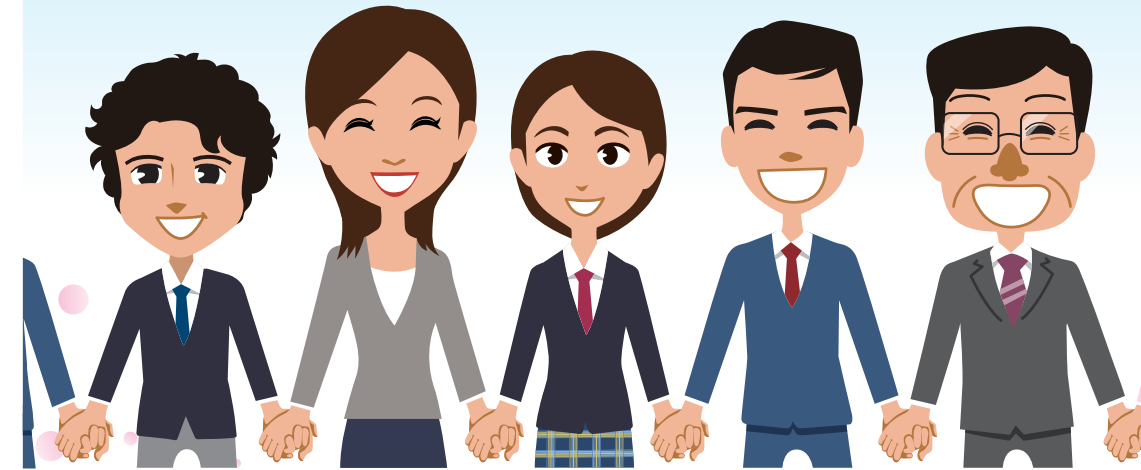
- ➡ 電話でのご連絡を基本としますが、メールでのご連絡も受け付けます。
- ➡ 相談は、匿名でも受け付けていますが、具体的な対応を希望する場合には面談が必要となるため、お名前をお聞きます。
- ➡ 相談者への対応を正確に行うため、電話番号の通知をお願いします。発信番号が非通知の場合は対応いたしかねる場合があります。

- 面談を希望される場合は、必ず予約が必要となりますので事前に人権相談オフィスまでご連絡ください。
- 面談は、相手の処分・処罰を目的とはしていません。第三者の立場で双方の話を聴き、就学・就業環境の改善を目的としています。



学生・生徒用
2019

大切なのは、
お互いを思いやる
こころ



日本大学は人権侵害を許しません！

教育現場で起こるハラスメント

パワー・ハラスメント(パワハラ)

地位や影響力を利用して精神的・身体的苦痛を与え、就学環境を悪化させる行為です。次のような行為が、パワハラに当たります。

① 身体的な攻撃

暴力を振るわれる、物を投げつけられる。



② 精神的な攻撃

暴言を言われる、脅迫される、侮辱される。



③ 人間関係からの切り離し

仲間はずれにされる、無視される。



④ 過大な要求

明らかに不要なことや実行できないことを強制される。



⑤ 過小な要求

合理的な理由なく、極端に軽度な作業を命じられる、作業を与えられない。



⑥ 個の侵害

私的なことに過度に立ち入られる。



出典：厚生労働省「職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ報告」

アカデミック・ハラスメント(アカハラ)

教育・研究の場で、優越的な地位にある者が、立場を利用して不適切・不当な言動や指導、待遇などを行い、相手の勉学や研究意欲・研究活動を害することです。閉鎖された空間や排他的な風土がアカハラを生む土壌となります。



こんなことをされていませんか？

パワハラ、アカハラは教育という範囲を超え、被害者を深く傷つける人権侵害です。日本大学は、これらの行為を許しません。

パワー・ハラスメント

- ◆ 皆の前でミスを大声で激しく叱責されたり、必要以上に長時間にわたり注意や叱責を受けたりする。
- ◆ 「俺に逆ったらどうなるか分かっているだろうな」などと恫喝されたり、暴力を振るわれたりする。
- ◆ 上級生から毎日のように買い物に行かせられる。
- ◆ 指導とは関係のない暴言を繰り返される。

アカデミック・ハラスメント

- ◆ 卒論などの提出要件を満たしているにもかかわらず、提出を認められない。
- ◆ 合理的な理由なく指導してもらえない。
- ◆ 研究発表を不当に制限される。
- ◆ 作成した論文や作品を正当に評価されず、破り捨てられたり、壊されたりする。
- ◆ 明らかに不可能な課題を強要される。
- ◆ 成績を不当に評価される。
- ◆ 課外活動やゼミから正当な理由なく外される。
- ◆ 「自分の若い時は当たり前だったんだ」と言って、必要もないのに、休日や深夜まで研究することを強要される。

パワハラ、アカハラの被害を受けたり、見聞きしたときは、信頼できる教職員や保護者の方、人権相談オフィスに相談してください。人権相談オフィスの問い合わせ先は裏面を参照してください。



こんなことも人権侵害です

パワハラ、アカハラ以外にも、次のような行為は人権侵害となります。

セクシュアル・ハラスメント

相手方の意に反した性的な言動を行うことにより、不快感や屈辱感を抱かせ、就学上又は就業上の環境を不快にさせることや、性的な要求をし、その反応により、不利益若しくは利益を与えること、又はそのようなことを示唆することを指します。男性から女性だけでなく、女性から男性、同性間のもも含まれます。



差別

出身地、文化、国籍、性別、LGBT*などに対する偏見に基づく不当な扱いのことです。これらのことを理由に侮辱したりすることも該当します。

*LGBT:レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーの頭文字をとったもので、性的少数者の総称のひとつです。



ネットいじめ

SNSやブログなど、インターネット上で行われる悪口や嫌がらせのことです。SNSで誹謗中傷を書き込む、勝手に人の個人情報を晒す、他人になりすます、といった行為が該当します。



無視・仲間外れ

特定の人と口をきかない、一緒に行動しないなどの嫌がらせが該当します。

デートDV

DVとは「ドメスティック・バイオレンス」の略で、交際相手へ暴力を振るったり、過度に束縛したりすることです。他には、交際相手のお金を勝手に使う、性行為を強要するといったことも該当します。